

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社サービスを利用するお客様はもちろん、株主や投資家の皆様、取引先等の本質的な需要を満たし、社会的に貢献するサービスを提供することで、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。
当該認識のもと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、従業員は、それぞれが求められる役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図り、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
銭 コン	1,983,300	29.57
鈴木 貴明	1,983,300	29.57
山本 彰彦	108,700	1.62
山田 理恵	96,100	1.43
佐藤 裕介	76,000	1.13
柏谷 泰行	59,500	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	33,000	0.49
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	30,000	0.45
渡辺 眞吾	30,000	0.45
NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON SECURITY LENDING (常任代理人 野村證券株式会社)	25,500	0.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 英治	税理士											
大村 健	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 英治	○	○	渡辺氏は、以前当社との間で税務顧問契約を締結していた渡辺税理士事務所の所長であります。過去の取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。なお、同事務所との契約は平成24年8月に終了しております。	渡辺氏は税理士の資格を有しており、専門的な知識、経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待でき、また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任いたしました。
大村 健	○	○	該当事項はありません。	大村氏は弁護士の資格を有しており、専門的な知識、経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待でき、また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社には、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人はおりませんが、必要に応じて内部監査担当が監査等委員会の職務を補助いたします。また、独立性を確保するため、当該使用人による監査等委員会の職務の補助については業務執行取締役の指揮命令権が及びません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は内部統制システムを活用しながら内部監査室及び会計監査人と連携し、必要な報告を受けるとともに、意見交換等を通じて、取締役の執行の監査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く。)への報酬については、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的として、就任時期または在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員については、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的として、就任時期または在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬は、それぞれ総額にて開示をしております。
なお、当社の取締役に対する役員報酬等(平成29年9月期)は、以下のとおりです。
取締役(監査等委員を除く)に対する報酬等 68,880千円
取締役(監査等委員)に対する報酬等 11,400千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートはコーポレート本部にて行なっております。取締役会付議事項につきましては、コーポレート本部より事前に配布し、十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じてコーポレート本部が事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち監査等委員3名)により構成されており、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保する為、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役のうち2名が社外取締役であります。

監査等委員会

当社は、監査等委員会制度を採用しており、毎月1回の監査等委員会を開催しております。当社の監査等委員会は、2名が社外取締役であり、公認会計士、税理士又は弁護士として各自が必要な実務経験と専門的知識を有しております。

当社の経営に対する監視並びに取締役の業務執行の適法性について監査を行っております。

また、監査等委員は取締役会等の社内の重要な会議へ出席するなど、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。

経営会議

当社では、取締役並びに各部門の部門長の他、必要に応じて代表取締役が指名する管理職が参加する経営会議を設置し、原則として週に1度開催しております。

経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として機能しております。具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、経営課題の認識の統一を図る機関として機能しております。

コンプライアンス委員会

当社では、役職員のコンプライアンスの徹底、すなわち、法令、定款、規則等の明確に文書化された社会ルールの遵守を目的としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、コーポレート本部を主管部としており、コンプライアンスに係る取り組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項の調査などを半期に一度開催するとともに、必要に応じて随時行われます。

内部監査

内部監査につきましては、専門部署として内部監査室を設置しており、内部監査室2名が実施しております。内部監査室は、年間の内部監査計画に則り本社及びグループ会社の全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に都度報告する体制となっております。

会計監査人

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行なう等、適正な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であります。

当社は、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得るために、当社が属する業界及び事業に精通している取締役(監査等委員である取締役を除く。)、及び、企業会計・税務や法律の知見と経験を有する監査等委員である取締役を選任しております。これは、議決権のある監査等委員である取締役を置き、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実とさらなる経営の効率化を図る体制とすることを目的としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後に決算説明会を定期的に開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動の担当部署は、取締役CFOを責任者として、コーポレート本部が実施し、公正かつ適切なIR活動を行っております。	
その他	・シェアードリサーチのアナリストによる「シェアードリサーチレポート」を導入しており、同社のホームページにて最新のレポートを掲載しております。 【株式会社シェアードリサーチ】 http://sharedresearch.jp/ja/3689 ・フィスコのアナリストによる「企業調査レポート」を導入しており、同社のホームページにて最新のレポートを掲載しております。 【株式会社フィスコ】 https://web.fisco.jp/FiscoPFAP/CompanyReportWeb?brndCd=0368900	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社におきましては、「内部統制システムの基本方針」を制定すると共に各種社内規程を整備し、役職員の責任明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

(a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。また、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- b. 他の業務部門から独立した内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。
- c. 法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「コンプライアンス規程」に従って適切に対応する。
- d. 当社グループ各社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を定める。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「情報システム管理規程」等に従い、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により保存・管理する。
- b. 取締役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる。

(c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は「リスク管理規程」を定め、当社グループにおいて発生する可能性のあるリスクの未然防止に関して、管理体制を構築・維持し、発生リスクへの対応・抑止に係る機能を整備する。
- b. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長はリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。
- c. 内部監査室は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

(d) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。
- b. 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
- c. 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社及び当社関係会社の中期経営計画を策定する。当社及び当社関係会社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、当社の取締役会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。
- d. 当社は当社の経営方針を関係会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で関係会社の業務運営に反映させるとともに、関係会社の業務運営状況を把握する。

(e) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社は「関係会社管理規程」を定め、当社子会社の取締役等が、その職務の執行に係る事項について、当社の取締役会への報告を行い、また、重要な事項について当社の取締役会の承認を求めるための体制を構築する。

(f) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 内部監査室は、各子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。
- b. 法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「コンプライアンス規程」に従って適切に対応する。

(g) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員は、監査業務について、補助すべき使用人を置く必要がある場合、使用人を指定することができる。
- b. 当該使用人については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、監査等委員は、使用人の権限、使用人の属する組織、指揮命令権、人事異動や人事評価についての監査等委員の同意権等使用人の独立性確保に必要な事項を十分検討する。
- c. 当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に周知徹底する。

(h) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- a. 当社の監査等委員は、重要意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に説明を求めることができる。
- b. 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務の執行状況、経営状況のうち重要な事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、法令・定款違反に関する事項、その他重要な事項を報告する。

(i) 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「コンプライアンス規程」に明文化するとともに、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に周知徹底する。

(j) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なといと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(k) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査等委員は、代表取締役社長と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見の交換等を行う。

b. 監査等委員は、内部監査人と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できる。

(l) 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況

a. 「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、いかなる名目の利益供与も行わず、また、反社会的勢力からの不当要求に対し屈することなく毅然とした態度で対応を図ることを徹底する。

b. 必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力の排除に向けた取組みとして「反社会的勢力対応規程」を定めており、その中では「当社および当社関係会社が反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないようにする」と定めております。

これを受けて、役職員に対して反社会的勢力との取引を行わないように周知徹底を図っております。

当社グループ及び当社役員及び当社役員に準ずる者は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社グループにおける反社会的勢力の排除・防止体制としましては、「反社会的勢力対策規程」に従い、管理担当取締役を責任者とし、コーポレート本部が対応窓口となって運用しております。

具体的には、新規取引先等については、新聞記事検索サービスの「日経テレコン」等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、定期的に取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書等」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

なお、所轄警察署の相談窓口や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターとの関係強化を強化するべく、不当要求防止責任者を選任・配置しており、反社会的勢力との関係の排除の徹底を図ります。

万一問題が発生した場合には、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談するとともに、取締役会を機動的に開催し、適切な処置をとることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(a) 適時開示に係る基本方針

当社は、経営の透明性、公正性を重視し、金融商品取引法および東京証券取引所が定める諸規則に則り、適時・正確・公平に情報を提供してまいります。

(b) 会社情報の開示基準

当社は、金融商品取引法および東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、必要な会社情報の開示を行ってまいります。

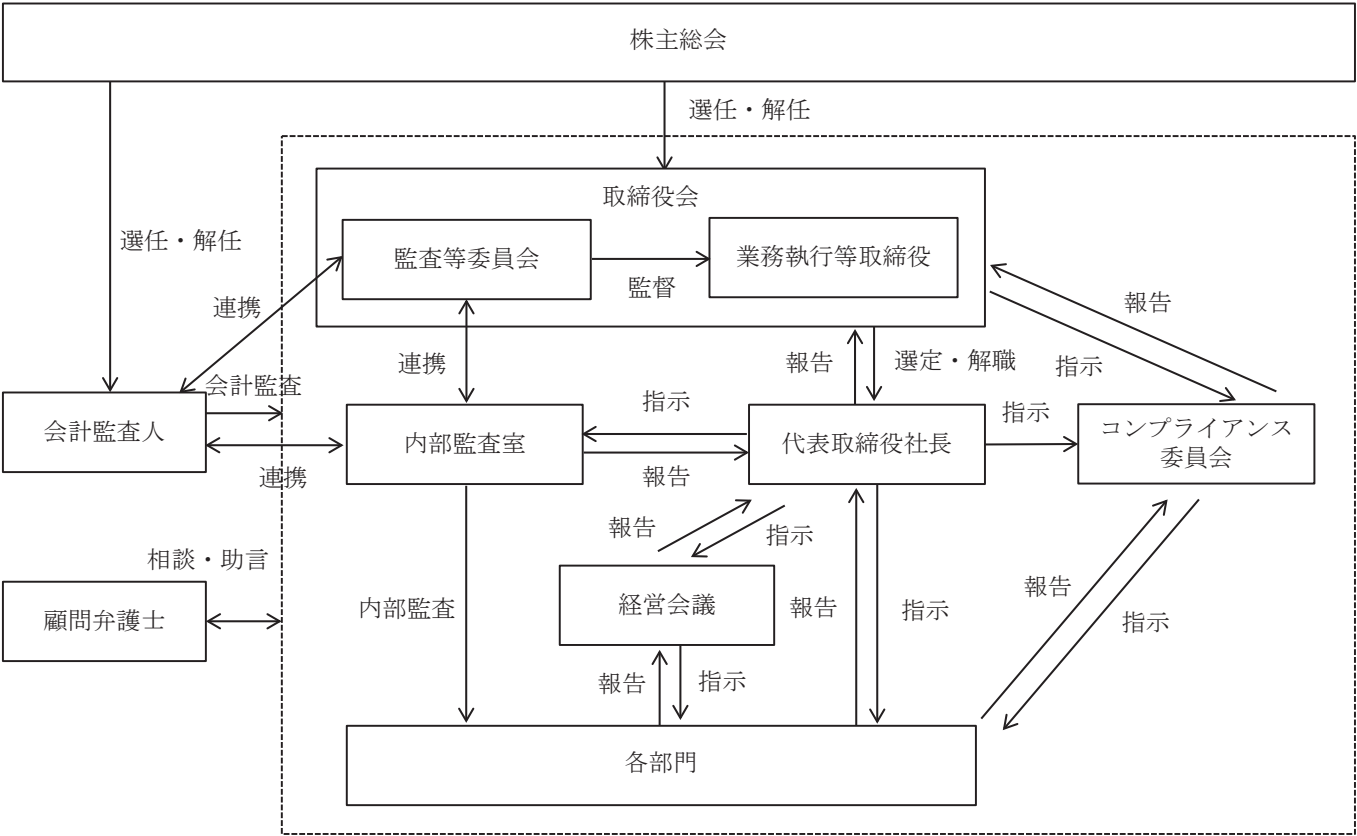
(c) 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、情報開示責任者である管理担当取締役のもと、コーポレート本部において会社情報を一元管理しております。重要事項および決算情報につきましては、事務局であるコーポレート本部の管理のもと、漏れなく取締役会において審議される体制となっております。また、重要な発生事実は、各部門長からの直接の報告および月1回以上開催される取締役会および経営会議における担当取締役および各部門長からの報告により、情報開示責任者が迅速かつ網羅的に把握できる体制を構築しております。情報開示責任者は、必要に応じて監査法人及び顧問弁護士等の外部専門家の助言を得て、適時開示規則等に則って開示の要否を判断しております。開示書類の作成は、情報開示責任者およびコーポレート本部が担当しておりますが、誤記載等の未然防止のため、コーポレート本部内でのダブルチェックに加えて、外部専門家による必要なチェックを経て、最終的には取締役会において各取締役による確認と開示の承認を行い、公表いたします。

(d) インサイダー取引防止について

当社では、適時開示を推進し、またインサイダー取引を未然に防止するため、「情報取扱管理規程」に基づく株式売買等に係る監視体制をとっているほか、役員および従業員へのコンプライアンスの徹底を継続的に行うため「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス、インサイダー取引等に関する各種研修を適宜実施しております。

【参考資料：模式図】



【適時開示体制の概要（様式図）】

